



企業経営における個人情報の保護について

個人情報取扱事業者の義務(下)

佐藤典文 司法書士

text by Sato Norifumi

前回に引き続き、個人情報保護法(以下「本法」という。)が規定する個人情報取扱事業者の具体的義務について見ていきたいと思います。

取得に際しての利用目的の通知

まず、個人情報取扱事業者は原則として、個人情報を取得した場合は、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません(本法第18条第1項)。この場合の「通知」とは本人に直接知らしめることを言い、「公表」とは広く一般に自己の意思を知らせることを言うこととされ、事業者は任意の方法を選択することができることとされています。

・通知の事例：文書の郵送、電子メール・ファクスの送信、面談時の口頭の説明・説明文書の交付

・公表の事例：自社のホームページへの掲載、自社の店舗・事務所でのポスターの掲示、パンフレットへの記載とその備え置き・配布

そして、この通知・公表は「個人情報を取得した」後速やかに、つまり事後にすれば足りるというのが原則となっています。

この規定に対しては、個人情報取扱事業者への規制を強める方向と弱める

方向からの例外があります。まず、前者の規制を強化する例外として、下記の場合にはあらかじめ、つまり事後でなく事前に、利用目的を本人に明示する必要があります。

・例外1 契約の締結に伴い本人から書面等で個人情報を取得する場合(本法第18条第2項)。ただし、この例外1にはさらにまたその例外があり、契約に伴い書面で個人情報を取得する場合でも、人の生命・身体・財産の保護のために緊急の必要があるときは、原則通り事後の通知・公表で足りるとされています。

次に、後者の規制を緩和する例外として、下記の場合には、利用目的の通知・公表が免除されます。(本法第18条第1項・第4項)

・例外2 あらかじめその利用目的を公表している場合

・例外3 利用目的の通知・公表により、本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

・例外4 利用目的の通知・公表により、当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

・例外5 国の機関等が公的な事務を遂行するに際し協力する必要がある、利用目的の通知・公表によりその事務の遂

行に支障を生ずるおそれがある場合

・例外6 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

データ内容の正確性の確保

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める必要があります(本法第19条)。ただし、この規定は努力規定とされ、違反に対する罰則は課されないと考えられます。

安全管理措置と従業員・委託先の監督

まず、個人情報取扱事業者に対しては、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることが義務付けられています(本法第19条)。この安全管理措置の実施にあたっては、規定の整備や体制の整備等の組織的措置、社員教育等の人的措置、盗難防止等の物的措置、及び情報システムへのアクセス制御等の技術的措置を総合的に行う必要があります。

加えて、安全管理措置の一環として、従業員や委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられてい

ます(本法第20条・第21条)。具体的には、上記の安全管理措置が従業者に確実に遵守されるよう監督する必要があります。また、委託先についても、委託契約において委託者である個人情報取扱事業者が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込むとともに、その遵守を定期的に確認・指導する必要があると考えられます。

第三者提供の制限

個人データが第三者に提供された場合、その提供先において本人が全く予期しないかたちで個人データが利用され、本人の権利利益が侵害されるおそれが高まることから、本法では、事前に本人の同意を得ていない個人データの

第三者提供を原則として禁止しています(本法第23条第1項)。ただし、この規定にはいくつかの例外があり、その例外は大きく3つのグループに分かれます。

(1)本人の同意なく第三者への提供ができる場合(本法第23条第1項)

- ・例外1 刑事訴訟法・各種税法に基づく報告など、法令に基づく場合
- ・例外2 人の生命・身体・財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・例外3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・例外4 国の機関等が公的な事務を遂行するに際し協力する必要があり、本

人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を生ずるおそれがある場合

(2)・例外5 第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データの第三者提供が可能となります(本法第23条第2項)。


この「第三者提供におけるオプトアウト」とは、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を本人に通知又は本人が容易に知りえる状態に置いておくことで(資料1参照)。

(3)次の場合には、個人データの提供を受ける者が第三者に該当しないとして、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データの提供が可能とされています(本法第23条第4項、資料2参照)。

- ・例外6 個人データの取り扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合
- ・例外7 合併等により事業が承継され個人データが移転される場合
- ・例外8 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合

今回は、個人情報保護の具体的措置と推進体制について見ていきたいと思いをします。

資料1 本人の求めによる提供停止(オプトアウト)の仕組み(第23条第2項)

| |
|--|
| <p>具体的事例 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、不特定多数への第三者提供) データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など</p> |
| <p>要件 本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。 以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においていること。 ・第三者提供すること ・個人データの内容、提供方法 ・本人の求めにより第三者提供を停止すること</p> |
|  |
| <p>の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認</p> |

出所：首相官邸ホームページ
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/ronten.html>)

資料2 第三者に当たらない場合(第23条第4項)

| |
|--|
| <p>委託先への提供(第1号) (例) データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合など ()個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。</p> |
| <p>合併等に伴う提供(第2号) (例) 合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合 営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合 ()譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。</p> |
| <p>グループによる共同利用(第3号) (例) 金融機関の間で、延滞や貸倒等の情報を交換する場合 観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合 ()共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> |

出所：首相官邸ホームページ
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/ronten.html>)

1957年生まれ。1981年3月東京都立大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県横浜須賀野市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルタントを行う。

